



目次

- 商標法の改正
 1. 保護対象とする商標の拡充
 2. 地域団体商標の登録主体の拡充

商標法の改正

2014年5月14日に公布された「特許法等の一部を改正する法律」により、我が国の商標法も改正された。そこで、今回のニュースレターでは、商標法の改正点のうち、特に関心が高いと思われる部分について紹介する。

なお、今回の改正後の商標法の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」とされている。後述する「地域団体商標の登録主体の拡充」に関する規定に限り、2014年8月1日より既に施行されている。他の規定については、2015年4月1日から施行される。

本ニュースレターにおいては、便宜上、今回の改正前の商標法を「旧商標法」と、改正後の商標法を「改正商標法」と称する。

1. 保護対象とする商標の拡充

色彩（輪郭のない色彩）や音といったいわゆる「新しい商標」については、既に欧米等では保護対象としている一方、我が国では旧商標法下においてこれを保護していない。改正商標法では、「新しい商標」を保護対象とするための規定の整備がなされる。これにより、「新しい商標」についても、

①登録によって侵害行為に対する差止めや損害賠償の請求といった権利行使が可能となるほか、②我が国を本国としたマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願が可能となる、といった実益が生ずる。

1-1. 「商標」の定義の見直し

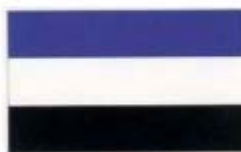
旧商標法においては、①文字、②図形、③記号、④立体的形状、⑤これら（①～④）の結合、⑥これら（①～⑤）と色彩との結合のみが「商標」として保護対象となっていた（旧商標法第2条第1項）。改正商標法においては、「商標」の定義が見直され、色彩（輪郭のない色彩）や音の商標等の「新しい商標」についても保護対象となる。

具体的には、今回新たに保護対象となる「新しい商標」は、下記の5つである。

①色彩の商標

（米国の登録例）

登録番号 3252941 号



権利者: Tombow Pencil Co., Ltd.

登録第 3776468 号

②音の商標

(EU の登録例)

CTM 登録第 2529618 号



権利者: Hisamitsu
Pharmaceutical Co., Inc.

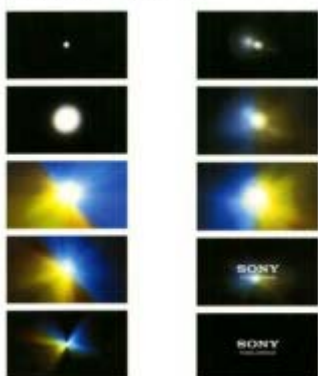


権利者: Hisamitsu Pharmaceutical Co., Inc.

③動きの商標

(EU の登録例)

CTM 登録第 8195992 号



権利者: Sony Corporation

<改正商標法第2条第1項>

この法律で「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であって、次に掲げるものをいう。（以下略）

* 条文中の下線部は改正部分を示す（以下同じ）

<改正商標法第5条第2項>

次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

④ホログラムの商標

(ドイツの登録例)

登録番号 30453281 号



権利者: Nikon GmbH

第1号 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであって、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標

第2号 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。）

第3号 色彩のみからなる商標（第1号に掲げるものを除く。）

第4号 音からなる商標

第5号 前各号に掲げるもののほか、経済

⑤位置の商標

(米国の登録例)

産業省令で定める商標

改正商標法第2条第1項では、文言上、「商標」の定義に「色彩（輪郭のない色彩）」と「音」が追加された。

「動き」「ホログラム」「位置」商標については、概念上、同項の「文字・図形・記号・立体的形状・色彩」に含まれており、第5条第2項第1号及び5号の規定に明示されている（「位置」商標については省令委任）。

1-2. 標章の「使用」の定義の見直し

「新しい商標」の導入に伴い、法上の標章の「使用」の定義も見直される。具体的には、「音」について、「音を発する行為」「記録媒体に音を記録する行為」が新たに「使用」の定義に追加される。また、その他の行為についても政令により定義できるようにする。

<改正商標法第2条第3項>

この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

第1～8号 （省略）

第9号 音の標章にあつては、前各号に掲げるもののほか、商品の譲渡若しくは引渡し又は役務の提供のために音の標章を発する行為

第10号 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

<改正商標法第2条第4項>

前項において、商品その他の物に標章を付することには、次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げることが含まれるものとする。

第1号 （省略）

第2号 音の標章 商品、役務の提供の用に供

する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合（商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告自体が記録媒体である場合を含む。）において、当該記録媒体に標章を記録すること。

1-3. 新しい商標を特定するための所要規定の整備

さらに、「商標の詳細な説明」を願書記載事項に追加する等、「新しい商標」を特定するための所要の規定が整備される。

具体的には、「新しい商標」の出願に際し、「商標の詳細な説明」の願書への記載や所定の物件（「音」の商標の場合、その音を記録した記録媒体等を想定）の提出に関する義務が規定される。かかる「商標の詳細な説明」や所定の物件は、登録商標の範囲を定めるに当たり考慮されることとなるほか、商標の内容を特定できるものでない場合に拒絶理由となる。

<改正商標法第5条第4項>

経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

<改正商標法第5条第5項>

前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

<改正商標法第15条>

審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

第1～2号 （省略）

第3号 その商標登録出願が第5条第5項又は第6条第1項若しくは第2項に規定する要件を満たしていないとき。

<改正商標法第27条第3項>

第1項の場合においては、第5条第4項の記載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとする。

2. 地域団体商標の登録主体の拡充

地域団体商標制度とは、「地域の名称+商品(役務)の普通名称等」からなる商標について、特定の主体に限り登録要件を一部緩和するものであり、地域ブランドの育成に資する目的で2006年4月に導入された制度である。

旧商標法においては、地域団体商標の登録主体は事業協同組合等のみであるが、近年、商工会、商工会議所、NPO法人(特定非営利活動法人)も地域ブランドの普及の新たな担い手となっている。

これを受け、改正商標法下では、新たに「商工会」「商工会議所」「特定非営利活動法人」「これらに相当する外国の法人」が地域団体商標の登録主体に追加された。

<改正商標法第7条の2第1項>

事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めがあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)は、その構成員に使用をさせる商標であって、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第3条の規定(同条第1項第1号又は第2号に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

(参考)

- ・平成26年特許法等の一部を改正する法律について(日本国特許庁)
- ・「商標審査基準」たたき台案(日本国特許庁)

執筆：土野 史隆

【免責事項】

ニュースレター上の情報(ニュースレターに含まれる情報、出典先のサイトの情報、そのリンク先から得られる情報を含みますが、これらに限られません。)は、利用者ご自身の判断及び責任にてご利用頂くようお願い申し上げます。

当事務所はニュースレターの内容の正確性の確保に努めておりますが、ニュースレター上の情報の完全性・正確性・最新性等を当事務所が保証をするものではありません。

ニュースレター上の情報に起因して、利用者の方々に直接的又は間接的に損害又は紛争等が生じた場合であっても、当事務所は一切の責任を負いかねます。ご了承ください。